

郊外部における 身近な拠点づくり支援制度

日常生活に必要な買い物や移動等の機能が不足する郊外部において、公共施設を活用し、地域住民等が主体となって必要な機能の確保を行う「身近な拠点づくり」を支援するため、活動費の一部を補助します。

(1) 補助対象となる地域

活動区域の大半が、主要な公共交通の沿線外であり、かつ、スーパーマーケット等の生鮮食料品を取り扱う店舗から2 km圏域外の地域。

(2) 補助対象となる活動

「身近な拠点づくり」

地区センター等の公共施設を活用し、地域住民等が主体となって買物支援、ボランティア輸送等による移動支援、地域の交流促進その他日常生活に必要な機能の確保を複合的に実施する活動。



身近な拠点づくり 活動イメージ

(3) 補助対象となる団体

「身近な拠点づくり推進団体」

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体

- ・活動が身近な拠点づくりを目的とするものであること
- ・補助対象地域内に、活動区域を有していること
- ・地域住民等を含む3者以上で構成されていること
- ・組織の代表者が定められていること
- ・自治振興会その他地縁団体を含む、又は支持を得ていること
- ・身近な拠点づくり活動を継続的に行う意思があること
- ・公益を害するおそれがないこと
- ・政治的又は宗教的な活動を目的とする活動を行わないこと
- ・構成員に暴力団員又は暴力団関係者がいないこと

など

(4) 補助の内容

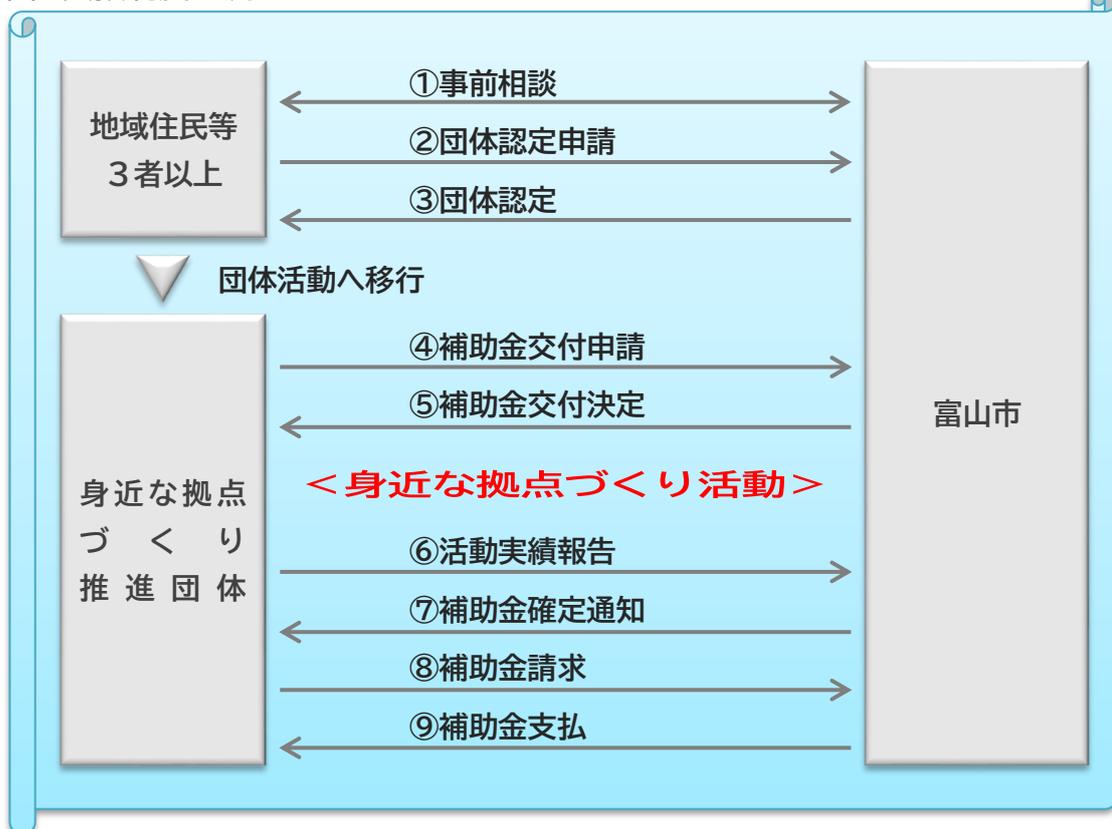
- ・ 1 団体、1 年度あたり最大 30 万円
- ・ 対象経費の 5 分の 4 以内
- ・ 1 団体あたり通算 3 年間まで

※継続的かつ複数回行う活動を対象としており、単発の地域イベントは補助対象外です。

(5) 補助対象となる経費

- ・ 広報費 刊行物、チラシ等の印刷費その他発送・発信に要する費用
- ・ 借上料 会場、什器及び車両の借上げに要する費用
- ・ 使用料 会場、車両、電子回覧板その他サービスの使用に要する費用
- ・ 保険料 活動及びボランティア輸送等で必要と認められる保険料
- ・ 燃料費 住民の輸送のために必要な燃料費
- ・ 委託料 什器の設計製作及び広報デザイン制作等に要する委託料
- ・ 消耗品費 文具等の消耗品及び雑貨類購入に要する費用
- ・ 備品購入費 什器等の備品購入に要する費用

(6) 支援制度の流れ



❖ お問い合わせ先

〒930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号

富山市役所 活力都市創造部 都市計画課 地域拠点整備係

TEL 076-443-2243 FAX 076-443-2190

MAIL toshikeikaku@city.toyama.lg.jp